国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、 我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、 直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、国会でも、平成19年の日本国憲法の改正手続に関する法律(国 民投票法)の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。

憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国会及び政府におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 6 月24日

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣

小田原市議会議長